

北新潟太陽光発電所建設工事に係るプロポーザル競技の実施について（公告）

北新潟太陽光発電所建設工事に係る設計・施工一括工事（以下「本件工事」という。）を請け負う事業者を決定するため、次のとおり技術提案書の提出を招請する。

平成25年 8月20日

新潟県企業管理者 早 福 弘

1 工事名称

北新潟太陽光発電所建設工事

2 工事の目的

新潟県企業局は、新潟県阿賀野市の新潟県東部産業団地で運用中の太陽光発電設備に続き、クリーン電力の安定的な供給に努め、県民福祉の向上に寄与するとともに、県内産業の更なる振興と地元調達の推進により雇用対策に貢献することを目的に、新たに4メガワットの太陽光発電設備を新潟県新潟市北区（新潟県競馬組合厩舎跡地）において建設する。

3 事業者選定方式

プロポーザル競技方式とする。

4 公募概要

北新潟太陽光発電所建設工事に係るプロポーザル競技（以下「プロポーザル競技」という。）の実施内容については、北新潟太陽光発電所建設工事に係るプロポーザル競技実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）の定めるところによる。

5 プロポーザル競技への参加資格

(1) 単体企業

以下の要件をすべて満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件工事に係る参加申込書を提出した日から新潟県企業局建設工事等参加資格・指名審査会までの間に、新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき電気工事業に関し、特定建設業の許可を受けていること。

カ 新潟県内に営業所を有すること。

なお、営業所とは建設業法第3条第1項に規定する営業所であり、かつ、平成24・25年度の入札参加資格者名簿に登載されている者をいう。

キ 新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年新潟県告示第3296号）の規定に基づく入札参加資格の審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受け、電気工事に関し、平成24・25年度入札参加資格者名簿に登載されていること。

なお、参加申込時点で入札参加資格審査の申請中であってもかまわないが、10(1)アに定める提出期間内に入札参加資格者名簿に登載されていること。

ク 平成24・25年度の入札参加資格審査において、電気工事に係る格付がA級であること。

ケ 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

なお、主任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼務することを妨げない。

① 電気工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

② 参加申込書の提出日以前に所属建設業者と3か月以上の雇用関係を有すること。

コ ケに掲げる専任者は、契約日以降において、他工事での主任技術者又は監理技術者と重複しないこと。

サ 過去5年間（平成20年4月1日以降）において、元請けとして国内で出力50kW以上かつ系統連系においては、高圧（6.6kV以上）又は特別高圧による太陽光発電設備の施工実績があること。

シ プロポーザル実施要領の交付を受けている者であること。

(2) 特定共同企業体

特定共同企業体にあつては、構成員のすべてが(1)アからオまで及びキからコまでの要件を満たすとともに、

特定共同企業体として以下の要件をすべて満たす者であること。

ア 構成員のいずれかが新潟県内に主たる営業所を有すること。

なお、営業所とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所であり、かつ、平成24・25年度の入札参加資格者名簿に登録されている者をいう。

イ 構成員の数は2者であること。

ウ 代表構成員の出資比率は、他の構成員の出資比率と同一又はそれより大きいこと。

エ 代表構成員以外の構成員の出資比率が30%以上であること。

オ 構成員のいずれかが、本工事に係る他の特定共同企業体の構成員となっていないこと。

カ 構成員のいずれかが、(1)サ及びシに掲げる要件を満たしていること。

6 プロポーザル実施要領を交付する期間及び場所

プロポーザル実施要領の交付を受けようとする者は、次に定めるところによる。

(1) 交付期間 公告の日から平成25年8月27日(火)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 交付場所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県企業局 総務課 総務係

7 現地説明会

プロポーザル実施要領の交付を受けた者の中で、現地説明会に参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 開催日時 平成25年8月26日(月) 午後2時から

(2) 開催場所 新潟県新潟市北区白勢町(新潟県競馬組合厩舎跡地)

(3) 参加申込の受付

ア 申込み様式 プロポーザル実施要領による。

イ 申込み期間 公告の日から平成25年8月26日(月)午前9時まで

ウ 申込み方法 持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により提出すること。電話又は口頭による申込みは受け付けない。

エ 申込み受付 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県企業局 総務課 総務係
ファクシミリ：025-283-9357
電子メール：ngt300010@pref.niigata.lg.jp

8 質問の受付

プロポーザル競技への参加申込みに関する質問について、次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間 6(1)に定める期間

(2) 質問様式 プロポーザル実施要領による。

(3) 質問方法 持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により提出すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

(4) 回 答 新潟県企業局ホームページで公表する。
なお、回答にあたっては、質問者名等は公表しない。

(5) 受 付 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県企業局 総務課 総務係
ファクシミリ：025-283-9357
電子メール：ngt300010@pref.niigata.lg.jp

9 参加申込書の提出

プロポーザル競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出様式 プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期間 公告の日から平成25年9月3日(火)午後5時15分(郵送の場合は当日必着)まで

(3) 提出方法 持参又は郵送(書留又は簡易書留)により提出すること。

(4) 提出場所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県企業局 総務課 総務係

10 参加資格の確認(特定共同企業体のみ)

(1) 特定共同企業体入札参加資格審査申請書等の提出

- ア 提出期間 公告の日から平成25年9月3日（火）午後5時15分まで
- イ 提出方法 本人（法人にあつては代表権限を有する者）又はその代理人の持参による。
- ウ 提出場所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県企業局 総務課 総務係
- エ 提出書類 新潟県建設工事入札参加資格審査規程による特定共同企業体入札参加資格審査申請書及び添付書類 2部

(2) 特定共同企業体の審査結果通知

- ア 特定共同企業体の審査結果は、申請者に平成25年9月11日（水）までに書面により通知する。
- イ 特定共同企業体としての資格が認められなかった者は、特定共同企業体の審査結果に関する通知書に指定された日（郵送の場合は当日消印）までの間、その理由の説明を書面（様式自由）により請求することができる。

11 技術提案書の提出

(1) プロポーザル競技の参加申込書を提出した者は、技術提案書を次に定めるところにより提出すること。

- ア 提出期間 公告の日から平成25年9月30日（月）午後5時15分（郵送の場合は当日必着）まで
- イ 提出方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留）とする。
- ウ 提出場所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県企業局 総務課 総務係
- エ 提出部数 本書1部、写し7部

(2) 技術提案は、1者につき1提案とする。

(3) 新潟県企業局は、提出された技術提案書に関する追加資料を提案者に求めることができる。

(4) 技術提案書の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 提案者が提出した技術提案書に虚偽の記載がある場合は、失格とする。

また、虚偽の記載をした者について、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領により指名停止の措置を講じる。

(6) 次の条件を満たしていない場合は審査の対象から除外する。

- ア 年間発電電力量 4,500MWh以上
- イ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度における平成25年度の調達価格及び調達期間を適用させるため、電気事業者への系統連系申込み、経済産業大臣の設備認定取得ができるスケジュールであること。
- ウ 地元企業の活用、資機材の県内調達があること。

(7) 提出後の書類の追加及び修正等の再提出は認めない。

(8) 技術提案書の著作権は、提案者に帰属するが、新潟県企業局が事業者の選定のために必要な範囲において複製を作成する場合は、技術提案書を無償で使用する権利を持つものとする。

なお、プロポーザル競技終了後に技術提案書を使用する場合は、提案者の了解を得て使用するものとする。

(9) 記載した配置予定技術者は変更できない。ただし、病気、死亡又は退職等特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者である旨を新潟県企業管理者が了解した場合に限り可能とする。

(10) 提出された技術提案書は返却しない。

12 技術提案書の予備審査

(1) 北新潟太陽光発電所建設工事プロポーザル予備審査会（以下「予備審査会」という。）は、技術提案書の審査を行う。

(2) 予備審査会は、技術提案書を提出した者が5者を超えた場合には、技術提案書の本審査に参加できる者として5者程度を選定する。

(3) 技術提案書を提出したすべての者には、本審査への参加の可否を書面で通知する。

(4) 予備審査会の審査内容及び審査結果についての質問等には応じない。

13 技術提案書の本審査

(1) 提出された技術提案書は、北新潟太陽光発電所建設工事プロポーザル審査会（以下「本審査会」という。）において、プロポーザル実施要領により厳正かつ公平に評価して審査する。

(2) 技術提案書のヒアリングを次の方法により行う。

- ア 実施日 平成25年10月30日（水）（予定）
- イ 場所 新潟県庁
- ウ その他 ヒアリングの時間は参加者に別途通知する。出席者は資料の内容を説明できる者とする。
なお、ヒアリングに参加するために要した経費は、参加者の負担とする。

説明時間：10分以内（予定）、質疑：25分程度（予定）

(3) 評価基準及び評価方法

ア 評価基準 本審査会において定める。

イ 評価方法 技術提案書を点数化した総合得点をもって評価する。

(4) 随意契約協議の相手方の決定方法

ア 本審査会において、技術提案書を厳重に審査し、最優秀提案者1者を決定する。

イ 本審査会によって決定された最優秀提案者は、新潟県企業局建設工事等参加資格・指名審査会の手続きを経て、随意契約の協議の相手方として決定される。

ただし、本審査会で決定した最優秀提案者が、新潟県企業局建設工事等参加資格・指名審査会までの間に、プロポーザル競技の参加資格を満足しないことが判明した場合は、次点の者を選定する。

ウ 審査結果は、書面により通知する。

エ 審査内容及び審査結果についての質問等には応じない。

14 その他

(1) 新潟県企業局が配布する資料等は応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。

(2) プロポーザル実施要領に定めのない事項については新潟県企業局が定める手続による。

(3) 参加申込書を提出した後に辞退をする場合は、「プロポーザル辞退届」を提出すること。

(4) プロポーザル競技に関して苦情申立て等があり、新潟県企業局が必要であると認める場合には、競技を中止又は延期することがある。

(5) プロポーザル競技に関する一連の手続及び契約に関する手続において使用する言語、通貨及び単位は日本語（名義に関する部分を除く。）、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(6) プロポーザル競技実施後の本件の契約の内容に関しては、新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）、その他新潟県の規則及び関係法令の定めるところによる。